### 福井県糖尿病性腎症重症化予防プログラム

令和6年8月19日改定 福井県医師会 福井県糖尿病対策推進会議 福井県CKD対策協議会 福井県

#### 1 趣旨·目的

本プログラムは福井県医師会、福井県糖尿病対策推進会議、福井県CKD対策協議会および福井県の四者で策定し、県内の医療保険者(以下、「保険者」という。)が医療機関と連携して糖尿病性腎症等の重症化予防の対策が容易となるよう基本的な考え方を示すものである。

このため、各地域における取組内容については、地域の実情に応じ柔軟に対応することが可能であり、すでに行われている取組みを尊重するものである。

### 2 取組みにあたっての関係者の役割

- (1)医師会の役割
  - ① 福井県医師会は、郡市医師会に対して、糖尿病性腎症重症化予防に係る国や県における動向等を周知し、必要に応じ助言する。
  - ② 福井県医師会および郡市医師会は、会員および医療従事者に対して、県・市町や保険者が行う糖尿病性腎症重症化予防の取組みを周知し、保険者と医療機関との連携体制の構築を支援するとともに、かかりつけ医機能を有する医療機関と専門医等との連携強化など、必要な取組みを行うよう努める。
- (2)福井県糖尿病対策推進会議・福井県CKD対策協議会の役割
  - ① 糖尿病性腎症重症化予防に係る県・市町や保険者の取組みについて、構成団体 へ周知するとともに、医学的・科学的観点から県内における糖尿病性腎症重症化予 防の取組みについて助言を行うなど、保険者の取組みに協力するよう努める。
  - ② 地域住民や患者への啓発、医療従事者への研修に努める。

## (3)保険者の役割

- ① 健診データやレセプトデータ等を用いて、被保険者の疾病構造や健康問題等を分析し、地域の実情に応じた対策を立案する。
- ② 対象者への支援内容の検討および取組みの実施にあたっては、医療機関等と連携し、様々な観点から総合的に検討することが重要であり、郡市医師会に連携体制構築のための協力を依頼するなど、関係機関との情報共有に努める。
- ③ 実施した取組みについては、その結果の評価・分析を行い、PDCAサイクルに基づき次期の事業展開につなげる。

#### (4)県の役割

- ① 保険者に対して、糖尿病性腎症重症化予防に係る国や県における動向等を周知し、 必要に応じ助言する。
- ② 保険者における事業の実施状況をフォローするとともに、円滑な事業の実施を支援する観点から、県医師会、郡市医師会、糖尿病対策推進会議等および保険者等と県内の取組状況を共有し、取組みに対する総合的な評価・検証を行う。
- ③ 健康福祉センターは、管内市町のデータ分析の実施や地域の医療関係者と市町とのつなぎ役として、市町の事業実施を支援する。また、事業の進捗が異なる場合は、進んでいない市町に対する重点的な支援や管轄地域単位等での事業実施の検討などを行う。

### (5)国民健康保険団体連合会の役割

KDB(国保データベースシステム)の活用によるデータ分析の技術的支援や、データヘルス計画策定の際の健康・医療情報データを用いた課題抽出、事業実施後の評価分析等において、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業を通じた支援や評価委員会による個別支援、研修会の開催などを通じて、市町等に対し、専門性の高い支援を行う。

### (6)後期高齢者医療広域連合の役割

保健事業を市町へ委託し、市町国保の保健事業と一体的に実施されるよう調整するとともに、後期高齢者医療制度の運営を通じて包括的・統合的に管理している健康・医療情報データを活用の上、市町国保から連続した事業の実施・評価が適切に行える体制づくりを行う。

## 3 保険者等による取組み方策

基本的な取組みは、①健康診査・レセプトデータ等で抽出されたハイリスク者に対する確実な受診勧奨と保健指導の実施、②治療中の患者に対する医療と連携した保健指導の実施である。

保健指導については、本人の理解があった者を対象とするが、高齢者については、厳格な管理を行うべきではないとの考え方もあるため、年齢を考慮して対象者の抽出を行うことが重要である。なお、次の者については保健指導の対象から除外する。

- 1型糖尿病の者
- ② がん等で終末期にある者
- ③ 認知機能障害がある者
- ④ その他疾患を有していて、かかりつけ医が除外すべきと判断した者

## (1)対象者の抽出

原則として、保険者が個別に定める基準に基づき、特定健診データ、レセプトデータ 等から抽出する。本プログラムでは、糖尿病の他、慢性腎臓病の未受診者・治療中断 者についても受診勧奨をすることとし、推奨する基準は下記のとおりとする。

#### 【基準 A】(糖尿病)

糖尿病であるか糖尿病が疑われる状態であり、以下の①または②に該当する者

① 過去の健診において、ア〜ウのいずれかが確認されているものの、前年度から 抽出時点までの間に糖尿病等による医療機関受診歴がない者

- ア 空腹時血糖 126mg/dl 以上
- イ 随時血糖 200mg/dl 以上
- ウ HbA1c(NGSP) 6.5%以上
- ② 健診未受診者のうち、過去に糖尿病等の治療歴のある患者で、最終の治療日から1年間経過しても糖尿病等による医療機関受療歴がない者

なお、高齢者においては、糖尿病の管理目標が青壮年期等他の年齢層と異なることに留意し、「高齢者糖尿病診療ガイドライン 2023」を参考に、より優先順位の高い者に絞る必要がある。

# 【基準 B】(慢性腎臓病)

腎障害が存在しているか存在が疑われる状態であり、過去の健診において、エ〜カのいずれかが確認されているものの、前年度から抽出時点までの間に糖尿病または腎臓病等による医療機関受診歴がない者(医療機関受診中であってエ〜カのいずれかに該当する者には、必要に応じて、保険者からかかりつけ医に対し、保健指導の必要性について相談する。)

- エ 尿蛋白2+以上
- オ eGFR 45ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満
- カ eGFR 60ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満で、低下速度\*が年間5ml/分/1.73m<sup>2</sup>以上 (※過去3回以上の結果より算出)
- 補足:【基準 A】【基準 B】のア〜オは、単独でも特定健診における受診勧奨値であり、 健診後速やかに受診勧奨する必要がある。基準に該当する者が、健診後の受診 勧奨にもかかわらず一定期間経過した後に未だ受診していない場合に、本プロ グラムの対象として再勧奨を実施する。

対象者の抽出にあたっては、地域の実情に合わせ、保険者において優先順位を定めて行う。

なお、高齢者においては、加齢により腎機能低下していることに加え、疾病の 重複がある場合が多く、それらの治療のために薬剤の過剰摂取になるおそれも あるため、かかりつけ医と十分な連携が必要である。

#### 高齢者に対する取組みに関する留意点

高齢者に対する取組身を行う際には、以下の点に留意して行う必要がある。

- ① 高齢者の特性を踏まえた健康支援をしていくためには、高齢者に見られる心身機能の特徴や老年症候群の合併頻度が高いこと、学会のガイドライン等の動向等に関する見識を深めておく。
- ② 医療機関に通院していない高齢者については、壮年期と同様、健診等の機会を活用して、生活習慣病が軽症のうちに医療につなげ、重症化予防を行う。
- ③ 高齢者糖尿病においては、低血糖に対する脆弱性を有するため、低血糖症状の有無を問わず血糖が下がりすぎていないかを確認すべきである。
- ④ 保健事業を実施する際には、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」や「標準的な健診・保健指導プログラム」等参照の上実施することが望ましい。

### (2)受診勧奨の方法

保険者は、以下のいずれかの方法により、受診勧奨を行う。その際、糖尿病性腎症 重症化予防連絡票(様式1)により、医療機関との連携を図ることが望ましい。

- ア 個別面談
- イ電話
- ウ 郵送による通知
- エ その他保険者が適当と認める方法

### (3)医療機関受診後の対応

保険者からの受診勧奨により受診があった者について、かかりつけ医は診察を行い、 保険者による保健指導(生活習慣指導)の適否について判断\*し、糖尿病性腎症重症 化予防保健指導情報提供書(様式2)を保険者等へ返送する。また、診察の際、歯周病 に関する問診を行い、歯周病が疑われる者に対して別添1を参考に歯科医療機関への 受診を促す。

なお、かかりつけ医と糖尿病および腎臓専門医は、必要に応じて紹介・逆紹介を行うなど連携して医療を提供する。腎臓専門医への紹介は、別添2「福井県 CKD 病院連携紹介基準」「福井県 CKD 病診連携紹介状」を参考に、地域の実情に応じて実施する。

また、日本糖尿病協会が発行する「糖尿病連携手帳」も病診連携や自己管理等に有用であるため、必要に応じて活用することが望ましい。

## (4)受診再勧奨

保険者は、かかりつけ医からの保健指導情報提供書(様式2)やレセプト等で受診が確認できない受診勧奨の対象者に対し、再度、電話、訪問等により受診勧奨を行う。

### (5)受診勧奨後の保健指導

保険者は、かかりつけ医からの保健指導情報提供書(様式2)により保健指導が適当であると判断された者に対し、個別面談、訪問指導、集団指導等による保健指導を実施する。ただし、腎機能が低下した者に対して保健指導を実施する場合には、医療機関と十分に連携を取りながらスキルの高い専門職が保健指導を実施する必要がある。

また、保健指導を実施した後、かかりつけ医に対して指導結果の報告を行う。

## 4 医療機関からの紹介

かかりつけ医は、現在、糖尿病や慢性腎臓病により医療機関受診中の者のうち、次の 理由等で保健指導が必要と判断した患者について、本人の同意を得たうえで、保険者へ 紹介する。その際、必要に応じて、糖尿病性腎症重症化予防保健指導依頼書(様式3)を 活用する。また、医療機関は、事前に保険者に受入れの可否を確認することが望ましい。

- ① 生活習慣改善が困難な患者
- ② 治療を中断しがちな患者
- ③ 自施設に管理栄養士等が配置されておらず実践的な指導が困難な場合
- ④ 専門医のいる病院との連携が困難な地域

## 5 留意事項

腎機能が著しく低下した患者は、医療機関への受診勧奨に加え、専門医との連携が必要である。また、腎不全のみならず、循環器疾患発症リスク、死亡リスクが高いことから、保健事業の実施に当たっては、特にリスクマネジメントの体制が確保されていることが重要である。健診データのほか、循環器疾患や他の合併症に関する検査所見等を十分に考慮した上で、主治医とのカンファレンスなどを実施する体制が必要である。

## 6 プログラムの評価

実施したプログラムの評価は、ストラクチャー(構造)、プロセス(過程)、アウトプット(事業実施量)、アウトカム(結果)の視点で行う。

また、健康・医療情報データの一元管理のため、例えば、以下の対応を進めるなど、アウトカム評価ができる体制づくりが必要である。

- (1) 糖尿病連携手帳の活用等により、本人同意のもと医療機関、保険者で随時健康・医療情報の共有を行う。
- (2) 保険者の事業の実施状況を把握し、評価・分析を行っていくため収集しておくべき データとして次のような項目が考えらえる。
  - ① 毎年把握するデータ
    - ア 保険者における対象者数、そのうち個別に働きかけた数
    - イ かかりつけ医と連携した対応を行った数
    - ウ CKD 重症度分類のステージの維持・改善・悪化の数
    - 工 健診受診率
  - ② 中長期的に把握するデータ
    - ア HbA1c(NGSP)7.0%以上の人数と割合、うち糖尿病治療中・未治療者数と 割合の推移
    - イ HbA1c(NGSP)8.0%以上の人数と割合、うち糖尿病治療中・未治療者数と 割合の推移(アの再掲)
    - ウ 新規人工透析導入患者数(糖尿病性腎症患者数)の推移
    - エ 人工透析にかかる医療費の推移 等

## 7 円滑な事業の実施に向けて

本プログラムでは、糖尿病性腎症重症化予防の基本的な取組方策について示したが、 各地域・職域での実施に当たっては、保険者と医療関係者が密接に連携して、事業を展 開する必要がある。

また、各保険者においては、本プログラムを参考に地域および職域の実情にあった具体的な手順を作成し、取組みの成果を検証することで、PDCAサイクルを回し、より効果的な取組みにつなげていく必要があり、保健指導対象者の選定方法や保健指導の効果の評価方法について、各地域の糖尿病や腎臓病の専門家等の助言を受けることも必要である。

# 参考:CKD 重症度分類

原疾患		蛋白尿区分		A1	A2	АЗ
糖尿病 高血圧 四炎 発性嚢 胞腎 移植明 不の他		尿アルブミン定量 (mg/日) 尿アルブミン/Cr比 (mg/gCr) 尿蛋白定量 (g/日) 尿蛋白/Cr比 (g/gCr)		正常	微量アルブミン尿	顕性アルブミン尿
				30未満	30~299	300以上
				正常	軽度蛋白尿 0.15~0.49	高度蛋白尿
GFR区分 (mL/分/ 1.73㎡)	G2	正常または 軽度低下	60~89			
	G3a	軽度~中等 度低下	45~59			
	G3b	中等度~高 度低下	30~44			
	G4	高度低下	15~29			
	G5	末期腎不全 (ESKD)	<15			

重症度は原疾患・GFR区分・蛋白尿区分を合わせたステージにより評価する。CKDの重症度は死亡、末期腎不全、心血管死亡発症のリスクを緑■のステージを基準に、黄・、オレンジ・、赤■の順にステージが上がるほどリスクは上昇する。

(KDIGO CKD guideline 2012を日本人用に改変) (日本腎臓学会:CKD診療ガイド2012, 東京医学社, 2012)

## 参考: 高齢者糖尿病の血糖コントロール目標(HbA1c 値)



(一般社団法人 日本人糖尿病学会)

## 参考:受診勧奨フロー図

- 1. 健康診査・レセプトデータから対象者の抽出
  - ①~③のいずれかに該当し、<u>前年度から抽出時点までの間に、糖尿病や腎臓病等による</u> 医療機関受療歴がない者

## 基準A (糖尿病)

- ① 健診結果より糖尿病が疑われる者 (ア〜ウのいずれかに該当)
  - ア 空腹時血糖 126mg/dl以上
  - イ 随時血糖 200mg/dl以上
  - ウ HbA1c(NGSP) 6.5%以上
- ② 健診未受診者のうち、過去に糖尿病等の治療歴がある者

### 基準B (慢性腎臓病)

- ③ 健診結果より慢性腎臓病が疑われる者 (エ〜カのいずれかに該当)
  - エ 尿蛋白 2+以上
- オ eGFR 45ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満
- カ eGFR 60ml/分/1.73m<sup>2</sup>未満で、 eGFR 低下速度が 年間5ml/分/1.73m<sup>2</sup>以上 ※過去3回以上の結果より算出



2. 保険者は、様式1、2を対象者に送付(必要に応じて健診結果等を同封)



3. 対象者は、様式1、2を持参して医療機関に受診



4. 医療機関は、様式2を保険者へ送付。 かかりつけ医と専門医との連携については、適宜、別添2を参考にして行う



保険者は、医療機関からの結果 返却がない被保険者の受診を確 認し、再度受診勧奨

5. 保険者は、医療機関から情報提供を受け、 対象者ごとに評価 保健指導が適当であると判断された者に 対しては、保健指導を実施



7. 保険者は、保健指導の内容を かかりつけ医へ報告

### (歯周病)

様式2の問診項目において、歯周病 が疑われる者には、別添1を参考に 歯科医療機関への受診を促す

6. 医療機関への受診を 勧められた対象者は、 歯科医療機関を受診